

平成 22 年第4回まんのう町議会定例会会議録(第3号)

平成22年12月22日 開 議 午前9時30分

日程第 1	大岡議長	おはようございます。ただいまの出席議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。	
		日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。	
	青野議会 事務局長	事務局長 青野進君。	
		それでは、ご報告申し上げます。	
		はじめに、各常任委員長から会議規則第77条の規定に基づく付託審査結果報告書を受理いたしました。	
		次に、教育民生常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づく、閉会中の継続審査申出書を受理いたしました。	
		次に、議会運営委員長及び各常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づく、閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。	
		以上で、議会報告を終わります。	
	大岡議長	議会報告を終わります。	
		日程第1 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。	
大西豊議会 運営委員長	議会運営委員長 大西豊君。		
	議会運営委員会のご報告を申し上げます。		
	12月21日、午前9時30分より第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長、同席のもとに、議会運営委員会の委員全員が出席しまして慎重に審議をしました。その結果をご報告します。議員定数削減については、削減の方向で意見の一致をみましたが、期日については、今後、十分に検討していくことになりました。それでは、お手元に、配布してております、議事日程第3号について、ご説明申し上げます。		
	日程第1	議会運営委員会報告	議会運営委員長
	日程第2	会議録署名議員の指名	
	日程第3	付託案件の委員長報告	総務常任委員長
	日程第4	付託案件の委員長報告	教育民生常任委員長
	日程第5	付託案件の委員長報告	建設経済常任委員長

大西豊議会 運営委員長	日程第 6	政策充実特別委員会の委員長報告	政策充実特別委員長	
	日程第 7	議案第 3 号	まんのう町健康生きがい支援センター条例の制定について	
	日程第 8	議案第 4 号	まんのう町過疎地域自立促進計画の策定について	
	日程第 9	議案第 5 号	平成 2 2 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 3 号	
	日程第 10	議案第 6 号	平成 2 2 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 2 号	
	日程第 11	議案第 7 号	平成 2 2 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号	
	日程第 12	議案第 8 号	平成 2 2 年度まんのう町診療所特別会計補正予算（案）第 1 号	
	日程第 13	議案第 9 号	平成 2 2 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）第 2 号	
	日程第 14	議案第 10 号	平成 2 2 年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第 1 号	
	日程第 15	議案第 11 号	平成 2 2 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第 1 号	
	日程第 16	議案第 12 号	平成 2 2 年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第 1 号	
	日程第 17	議案第 13 号	中讃広域行政事務組合規約の一部変更について	
	日程第 18	選挙第 1 号	まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員の選挙について	
	日程第 19	選挙第 2 号	まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合議会議員の選挙について	
	日程第 20	陳情第 1 号	放課後児童クラブの延長を求める陳情書について	平成 2 2 年 9 月議会継続案件
	日程第 21	意見書第 1 号	私学助成の拡充発展に関する意見書案	平成 2 2 年 9 月議会継続案件
	日程第 22	意見書第 2 号	私学助成の充実に関する意見書案	平成 2 2 年 9 月議会継続案件
	日程第 23	意見書第 1 号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書案	
	日程第 24	意見書第 2 号	地域医療と国立病院の充実を求める意見書案	
	日程第 25	閉会中の継続調査について		
		以上の日程で、意見の一致を見、午前 1 0 時 1 0 分、委員会を閉会しました。		
		以上で、議会運営委員会の、報告を終わります。		
	大岡議長	議会運営委員会の報告を終わります。		
		議会運営委員長の報告に対する質疑はありませんか。		
		(なし)		

日程第 2	大岡議長	質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。
日程第 3	谷森総務 常任委員長	会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において、6 番、関洋三君、7 番、白川年男君を指名いたします。 日程第 3 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。 総務常任委員長 谷森哲雄君。 それでは、総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。 去る 12 月 17 日、第 1 委員会室におきまして、委員 6 名と、教育民生常任委員長、建設経済常任副委員長、議長同席し、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長全員の出席のもと、総務常任委員会を開催いたしました。 12 月定例会本会議におきまして、総務常任委員会に付託されました案件は、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 13 号の 3 案件であります。 議案第 4 号 まんのう町過疎地域自立促進計画の策定、議案第 5 号平成 22 年度まんのう町一般会計補正予算案、について、教育民生常任委員長、建設経済常任副委員長より各委員会での質疑等について報告がありました。 議案第 4 号 まんのう町過疎地域自立促進計画の策定についてにつきましては、委員より、過疎債の年間充当額について質疑があり、執行部より、ソフト枠については 4,000 万円前後、ハード枠については全国的な予算措置からすれば、1 団体 1 億円から 2 億円の範囲はあるだろうと判断しているとのことでした。また、委員より、高度情報網の整備、自治会活動支援事業等について、質疑、意見がありました。 議案第 5 号 平成 22 年度一般会計補正予算案第 3 号につきましては、委員より、選挙ポスター掲示場設置委託料について質疑があり、執行部より、参議院選挙の費用を知事選挙の科目から支出したため、今回の処理を行う予定とのことでした。また、委員より、神野地区地域活性化補助金について質疑があり、執行部より、神野財産区より神野地区自治会に分配しているとのことでした。また、委員より、消防施設費について質疑があり、執行部より、投資的な事業関係には有利な起債を活用する。一般財源で計画していたが消防関係の防災対策ということで採択になったので、起債を利用するとのことでした。 議案第 13 号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更についてにつきましては、委員より、端末機等の市町別に積算できる運営管理経費について質疑があり、執行部より、市町が使用している端末機の使用料等、市町別の見積が明確になり、中讃広域で一括

日程第 4	谷森総務 常任委員長	で発注した方が有利なものであるとのことでした。また、委員より、滞納整理に要する経費等について、質疑、意見がありました。 付託されました案件につき、教育民生常任委員長、建設経済常任副委員長の報告を踏まえ、慎重に審査しまして次のとおり決定しましたので会議規則第 7 7 条の規定により、その結果を報告いたします。 議案第 4 号 まんのう町過疎地域自立促進計画の策定について 全会一致で可 議案第 5 号 平成 2 2 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 3 号 全会一致で可 議案第 13 号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更について 全会一致で可 ということで意見の一致を見ました。 以上が付託案件審査の報告です。 また、所管事務調査のため、閉会中の継続調査を申出ることとし、委員会を、午後 1 4 時 3 0 分閉会いたしました。 以上で総務常任委員会の委員長報告を終わります。
	大岡議長 谷森総務 常任委員長 大岡議長	委員長、建設経済常任副委員長からの報告がミスプリみたい。建設経済常任委員長の報告に訂正ね。 私も、そう思ったんですが、原稿がそうなっとりましたので、建設経済副委員長とういのは建設経済常任委員長の誤りでありますので訂正させていただきます。 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 （なし） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。
		日程第 4 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。 教育民生常任委員長 高木堅君。
	高木教育 民生常任 委員長	それでは、教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げたいと思います。 去る 1 2 月 1 0 日、第 1 委員会室におきまして、委員全員出席し、また議長同席のもとに、執行部より町長、副町長、教育長、総務課長、企画課長、所管課長全員出席のもとに、教育民生常任委員会を開催いたしましたわけでございます。

	高木教育 民生常任 委員長	12月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました、案件は、議案第3号、議案第6号から議案第8号、議案第11号、意見書第1号、意見書第2号の7案件であり、本会議に引き続き、執行部より詳細説明があり、慎重に審査を行ったわけでございます。 議案第3号 まんのう町健康生きがい支援センター条例の制定について、これは第3条の事業内容についての質疑があり、執行部より、現行、健康増進課の保健予防、保健指導の業務を想定しているとのことでございます。また、施設の利用形態、すなわち土曜日、日曜日の利用についての質疑があり、執行部より、基本的には、庁舎の分室であり、公用財産的な要素が強く、一般的な公共財産としての恒常的な使用は考えてなく、また、土曜、日曜の利用は、原則としては考えていないとのことでございます。 議案第6号 平成22年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第2号については、診療収入の減額理由についての質疑があり、執行部より、本来なら一般会計繰入金を減額するが、診療収入の減の見込みがあるためとのことでございます。 議案第7号 平成22年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第1号については、介護保険の認定についての質疑があり、執行部より、介護保険の認定は中讃広域が行っているが、町としては、より一層、高齢者の健康増進に努めたいとのことでございます。 意見書第1号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書案、意見書2号 地域医療と国立病院の充実を求める意見書案について審査を行いました。内容については、十分な審査の必要があるために継続審査とすることになりました。 次に、平成22年度一般会計補正予算案の教育民生常任委員会関係部分について、質疑を行いました。子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業、嘱託職員の採用、高篠幼稚園用地購入、文化祭、敬老会などについて質疑があり、執行部の答弁があり、教育民生常任委員会関係部分については、委員も理解し了承したものと思います。 次に、まんのう町過疎地域自立促進計画の教育民生常任委員会関係部分について、質疑を行いました。分別収集、幼保一元化などについては質疑があり、執行部の答弁があり教育民生常任委員会関係部分については、委員も理解し了解したものと思います。 また、陳情第1号 放課後児童クラブ延長を求める陳情書の件、意見書第1号 私学助成の拡充発展に関する意見書案、意見書第2号、私学助成の充実に関する意見書案について、平成22年9月議会継続案件は、全会一致でなお継続して審査することになりました。 付託されました案件について、次とおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。 議案第3号 まんのう町健康生きがい支援センター条例の制定について 全会一致で可 議案第6号 平成22年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号 全会一致で可
--	---------------------	--

	高木教育 民生常任 委員長	議案第7号 平成22年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号 全会一致で可 議案第8号 平成22年度まんのう町診療所特別会計補正予算（案）第1号 全会一致で可 議案第11号 平成22年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第1号 全会一致で可 とすることで意見の一致を見ました。 以上で付託案件審査の報告でございます。 また、閉会中の所管事務調査を申出ることとし、委員会を午後2時50分に閉会いたしました。 以上で教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。
	大岡議長	これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。
	合田議員	3番 合田正夫君。 委員長にちょっと、お伺いいたしますが、放課後児童クラブの延長を求める陳情書が9月の議会において出てきとんのに、もう3ヶ月も経ったのに、これ委員会のへんではどういう様な話し合いができて、まだこれ継続審査というのは、いい加減でこれ答えを出してもらわないかんで、その報告をお願いします。
	大岡議長	16番 高木堅君。
	高木教民常 任委員長	合田議員も傍聴に来ておられて充分わかっていると思いますが、今尚、教育民生常任委員会で慎重に審議して私の報告するところでございます。
	大岡議長	5番 本屋敷崇君。
	本屋敷議員	何点か質問させていただきます。まず1点目は先程の合田議員さんの時に関連になったらよかったんですけども、今回12月議会ということで、次3月議会には予算議会になります。そのことを踏まえてですね、放課後児童クラブの延長については合田議員がおっしゃるようになりますね、早めにはしないと予算措置が出来ないんじゃないかという不安があるんですけども、そのへん来年度予算において、この事業を教育委員会の方は行っていきたいという意向であるというようなことでありますが、問題はないのかどうかその1点。それとですね、とりあえず、さきそれを1つお願いします。
	大岡議長	16番 高木堅君。
	高木委員長	本屋敷議員が執行部との協議して尚、この陳情書に関しましては経緯をふまえた段階で51%対49というような微妙な中身で

高木教育 民生常任 委員長 大岡議長 本屋敷議員	ございますので、それこそ慎重に委員会としてでも慎重に取り扱いし、尚且つ早急な回答をすべき努力はしております。尚、新年度、間に合うか云々があらうかと思いますが、教育委員会の方としては場所もあるので人が準備できれば対応できるということを返事をもらっておりますので、そのお答えをしとったらと思います。
	5 番 本屋敷崇君。
	先程の放課後児童においては新年度予算では大丈夫であると認識させていただきときます。あと2つあるんですけども、議案上程の時にですね、まず議案第3号まんのう町健康生きがい支援センター条例の制定について健康増進課長の方にですね、ワンストップサービスは行っていきたいというようなお話がありましたが、先程の委員長報告でありましたら、健康増進課の課にかかるものが事業範囲となっておることなんですが、ワンストップサービスをしていく上でにおいては、福祉保険課の部分にかかることも事業範囲に入ってこなければおかしいんじゃないですかというような質問をさせていただいておったんですけども、そのへんがどのように委員会の方で質疑され、また委員会の方では可決に至るにあたっては問題がないというようなお話があったのかどうか、そこがまず1点。それと次、議案第6号ですけども、平成22年度まんのう町国民健康保険の直診診療施設において質問させていただきましたけども、5月期までである国民健康保険事業においてですね、12月の時点において診療収入のほうから減収するというのは、どういうものかというようなお話をさせていただいたんですけども、本来なら1千万から入っている一般会計の方から引いてですね、あと5月期までの間に努力をしていくべきではないかというようなお話をさせていただいたんですけども、それもどのように質疑されてですね、それが会計上、また、この12月期において問題がないのかどうかというようなお話があったのかどうかの2点よろしくをお願いします。
大岡議長 高木教民常 任委員長 大岡議長 本屋敷議員	16 番 高木堅君。
	3号についてもいろいろ質疑等あり、また6号についても質疑がいろいろありましたが、ただ今、私が委員長報告をした結果がすべての委員会の結果でございますので報告しておきます。
	5 番 本屋敷崇君。
	採決をとるにあたってですね、議案第3号の場合には今、さっきの話でありましたら、事業範囲が健康増進課の課の部分であるというような委員長報告ですので、上程の時に課長の方がワンストップサービスが出来るような施設にしたいというようなことで、確かに条例の中で、その他必要なことは町長が決めるというような文言がありますので、そこでカバーできるものなのかどうか、それができないのであれば、この条例を通すのも少しどうなもんかなと思いますんで、そのへんで、そののへんは町長の一存で決めるという部分で対応しますというようなお答えがあったのかどうか、それが無いのであれば、ちょっとこれを通すわけには

日程第 5	本屋敷議員 大岡議長 高木教民常 任委員長 大岡議長 藤田建設 経済常任 委員長	いけないんで、そのあたりを詳しく教えて頂ければありがたいと思います。 16番 高木堅君。 こと細かく説明するのが、一応、報告したようなとおりでございますので、尚且つ必要あろうかという時には町長の方からの考 えによって執行されると思います。 他に質疑はございませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 日程第 5 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。 建設経済常任委員長 藤田昌大君。 建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。 去る 12 月 17 日、第 1 委員会室におきまして、委員 6 名と、執行部より町長、副町長、総務課長、企画課長、所管課長出席の もと、建設経済常任委員会を開催いたしました。 12 月定例本会議におきまして、当委員会に付託された、案件は、議案第 9 号、議案第 10 号、議案第 12 号の 3 案件であり、 本会議に引き続き、執行部より詳細説明がありました。 議案第 9 号 平成 22 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案第 2 号については、落雷の被害状況についての質疑があり、 執行部より、成政浄水場、江畑配水池、小池配水池のテレメーターの故障との報告がありました。 議案第 12 号 平成 22 年度まんのう町水道事業会計補正予算案第 1 号については、落雷の被害状況について質疑があり、執行 部より、四条浄水場テレメーターの故障との報告がありました。 次に、まんのう町過疎地域自立促進計画の建設経済常任委員会関係部分について、質疑を行いました。 林道、有害鳥獣被害対策、中山間地域等直接支払い、地域交流型温泉施設改修などについて質疑があり、執行部の答弁があり建 設経済常任委員会関係部分については、委員も理解し了承したものと思います。次に、平成 22 年度一般会計補正予算案の建設経 済常任委員会関係部分について質疑を行いました。林道開設改良工事、満濃池振興関連補助金、農地災害復旧費などについて質疑 があり、執行部の答弁があり建設経済常任委員会関係部分については、委員も理解し了承したものと思います。 以上、付託された案件につきまして、慎重に審査を行い、次とおり決定しましたので会議規則第 77 条の規定により、その結果
--------------	--	--

日程第 6	藤田建設 経済常任委 員長	を報告いたします。 議案第 9 号 平成 2 2 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）第 2 号 全会一致で可 議案第 10 号 平成 2 2 年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第 1 号 全会一致で可 議案第 12 号 平成 2 2 年度まんのう町水道特別会計補正予算（案）第 1 号 全会一致で可 とすることで意見の一致を見ました。 以上が付託された案件の審査の報告であります。 また、所管事務調査のため、閉会中の継続調査を申し出ることとし、委員会を、午後 1 時 4 0 分に閉会いたしました。 以上で建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。
	大岡議長	これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 （なし） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第 6 政策充実特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。 政策充実特別委員会の、委員長の報告を求めます。 政策充実特別委員長 大西豊君。 政策充実特別委員会の委員長報告を行います。 去る 1 2 月 1 4 日、午後 1 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして委員全員の出席により政策充実特別委員会を開催いたしました。 前回までに見直しをした、まんのう町政治倫理条例、まんのう町議会基本条例の条文の問題箇所について、再度、検討しました。 検討した内容について、次回の委員会までに委員各自にて、調査研究することとし、午後 4 時 4 5 分委員会を閉会しました。 また、去る 1 2 月 2 0 日、午後 1 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして委員全員の出席により政策充実特別委員会を開催いたしました。 法律的な整合性から文句の訂正等にもう少し時間をかけて検討する必要があるとの結果になりました。
	大西政策充 実特別委員 会委員長	

日程第 7	大西政策充 実特別委員 会委員長 大岡議長	今後は来年の 3 月議会での成立を目指し、パブリックコメント、公聴会等を検討課題とすることとし、午後 2 時 4 0 分時委員会を閉会いたしました。 以上で、政策充実特別委員会の報告を終わります。 これをもって、政策充実特別委員会の委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑にはいります。 質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第 7
	本屋敷議員	議長、1 0 分ほど休憩をお願いします。休憩の動議。 (賛成)
	大岡議長	ただ今、本屋敷議員から休憩の動議が提出され、所定の賛成者がいましたので動議は成立いたしました。 休憩の動議を議題として採決します。 この採決は起立によって行います。 動議のとおり決定することに賛成の諸君は起立をお願いします。 (休憩の意味がわからんが、何のための休憩やら) 賛成の諸君は起立をお願いします。 起立少数です。 したがって休憩の動議は否決されました。よって会議を続けます。 日程第 7 議案第 3 号 まんのう町健康生きがい支援センター条例の制定についてを、議題といたします。 本案に対する、委員長の報告は、可決であります。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 5 番 本屋敷崇君。

	本屋敷議員 大岡議長 三好議員 大岡議長 藤田議員	議案第3号についてですが、さきほどの委員長報告においてですね、事業範囲の説明部分においては健康増進課の部分であるというようにお話がありました。その中で、本来であるならば折角7千万、約7千万ものお金をかけてつくった新しい施設ですので、住民ニーズに対応できる施設に合う条例でなければならないという観点から上程時に質問させていただきました。今の条例であるですね、ワンストップサービスというのが難しいと。さらにはですね、土日の開館においてはですね、今の時世からいいまして、土曜日の開館はせめて若い世代に、子育て世代においては開館をすることにおいて館の利用率が上がるのではないかとというようなことからですね、今現在のこの条例においては、折角、作ったのにですね、利便性が上がらない条例ではないのかということから、もう少し検討の余地があるろうというようなことから反対とさせていただきます。 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。 13番 三好勝利君。 私も教民の一員でだいぶん討議をやりとりをしました。とにかく急いでおります。私が何回もいうように、今の農改センターで段違いぐらいの卓球台のような座布団みたいな足マットみたいなものを敷いて検診をやっとなですよ。この姿を見たものが何人おるかということですよ。急いどんじゃこれは。何の条例でも100%の条例はできん。国やってそうでしょうが、ついこないだ子供手当やって、こんど給食と保育料の未納分、差っ引く、こなん初めからやっといたらよかったん。国でさえこういう請求にいろんな問題がある。まして我々町の場合はやっぱり町民に対する付託に答え、それと1つは早くやる。私がいいたいのは多少の不備はあるけども、それでやってみ。やってそれからマイナーチェンジせえ、いうふうに言うて通したわけです。ただ単に全部、鵜呑みじゃなくして、最後には何かあれば町長が最終的な決断をすることですので、ただ単にそれだけで土日は使わんは時間は制約するではなく、大まかな、やはり基本的な分を上手に使わなければ施設というのはしたくても出来ません。それとあそこはやっぱり単なる公民館とか児童館、集会場とか違って町の健康増進課が行きますので、町の執行部の一室になるわけですから、このへんはやっぱり勘違いしないように、だめな場合だったら、ただだめでまた討議します。一応、教民はこういう責任のもとに相当時間をさいて、これは討議しております。これですから、課長、ように聞いたように充分その意見をきいて、ものには賛成もあり反対もこれ常に世の中の常や。だから1人や2人が反対したから、ものごと、通さなんたらこの町は前向いていかん。そういうことで賛成です。採決、議長、それから採決とったらええ。 12番 藤田昌大君。 反対の討論をさせていただきたいと思います。今、本屋敷議員がいったみたいですね。今の町民の状況はどういう状態にあるかとまず理解していただきたい。その中でですね、陳情第1号がでてきております。そういう子育てする母親が大変な状況
--	---	--

日程第 8	藤田議員	にあります。いうことですね、丸亀や坂出、丸亀、善通寺いっとる人が帰る時に大変な状況で、こうなっとなですよということなんですね。その部分を受けてくれというのと、もう 1 つはね、今の時期に母親が子育てする時にですね、幼児保育いう大変な状況があると思うんですね。せめて、これが出来たんならですね、土曜日ぐらい土日の部分はですね、そういった、町長の判断で出来るかも知れませんが、病気を抱えた子供さんをどうするかということがですね一番大事なことです。ましてや乳幼児なんかはですね、そういったもんで欠席しよったら仕事が補償されん時代になってきとると思うんです。そういったことも対応できるような部分で土日をパッと休みにすることではなくてですね、そういうこともできるようにするのがですね、この支援センターだろうと思うんです。そういった立場で私も本屋敷議員のですね、部分に賛成して反対討論していきたいと思いますので、今の土日の部分については柔軟に対応出来るようによろしくお願いいたします。以上です。
	大岡議長 末武副議長	10 番 末武弘道君。 わたしもあの先程、三好議員がおっしゃったとおりで、教育民生はリベラルな町長を信じて町長の町長様の裁量権で、そこはまた、お任せをするということで教育民生は、ばんだいの信頼を町長さんにおいております。そういうことです。
	大岡議長	これをもって討論を終了いたします。 これより 議案第 3 号 まんのう町健康生きがい支援センター条例の制定についてを、起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第 8 議案第 4 号 まんのう町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。 本案に対する、委員長の報告は、可決であります。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより 議案第 4 号 まんのう町過疎地域自立促進計画の策定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

日程第 9	大岡議長	本案は委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 9 議案第 5 号 平成 2 2 年度まんのう町一般会計補正予算案第 3 号を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより 議案第 5 号 平成 2 2 年度まんのう町一般会計補正予算案第 3 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 10		日程第 1 0 議案第 6 号 平成 2 2 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第 2 号を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより 議案第 6 号 平成 2 2 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第 2 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

日程第 11	大岡議長	(異議なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 1 議案第 7 号 平成 2 2 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第 1 号を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより 議案第 7 号 平成 2 2 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第 1 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 12		日程第 1 2 議案第 8 号 平成 2 2 年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第 1 号を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより 議案第 8 号 平成 2 2 年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第 1 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)

日程第 13	大岡議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 13 議案第 9 号 平成 22 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案第 2 号を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより 議案第 9 号 平成 22 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案第 2 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
日程第 14		異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 14 議案第 10 号 平成 22 年度まんのう町下水道特別会計補正予算案第 1 号を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより 議案第 10 号 平成 22 年度まんのう町下水道特別会計補正予算案第 1 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。

日程第 15	大岡議長	よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 15 議案第 11 号 平成 22 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案第 1 号を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより 議案第 11 号 平成 22 年度 まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案第 1 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。
日程第 16		よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 16 議案第 12 号 平成 22 年度まんのう町水道事業会計補正予算案第 1 号を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより 議案第 12 号 平成 22 年度 まんのう町水道事業会計補正予算案第 1 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17	大岡議長	日程第 17 議案第 13 号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより 議案第 13 号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで議場の時計で 10 時 40 分まで休憩をいたします。 (休憩 午前 10 時 20 分) (大西豊議員 退席 午前 10 時 20 分) (再開 午前 10 時 40 分) それでは休憩を戻しまして会議を再開いたします。
日程第 18		日程第 18 選挙第 1 号 まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員の選挙についての件を、議題といたします。 選挙の方法については、まんのう町外三ヶ市町山林組合規約第 5 条第 2 項の規定によって選挙を行うものであります。 地区ごとに選挙を行います。 最初に、まんのう町七箇、塩入地区の 2 人です。 お諮りします。 選挙の方法については、指名推選にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

	大岡議長	お諮りします。 指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 したがって、議長が指名することに決定いたしました。 ただ今から、事務局より、書類の配布をさせていただきます。 まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員まんのう町七箇、塩入地区は、まんのう町七箇 2 7 6 2 番地 2 三好勝利君、まんのう町塩入 5 4 8 番地 4 和泉光則君を指名します。 お諮りします。 ただ今、議長が指名しました、三好勝利君、和泉光則君を、当選人と定めることに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 したがって、ただ今、指名しました、三好勝利君、和泉光則君が、まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員にまんのう町七箇、塩入地区で当選されました。 ただ今、まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員七箇、塩入地区に当選された三好勝利君が、議場におられます。 会議規則第 3 3 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。 また、議場におられない諸君については、第 3 3 条第 2 項の規定による当選の告知は、後刻本人あてに、行うことにいたします。 以上で、まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員まんのう町七箇、塩入地区の選挙を終わります。 次に、まんのう町神野、真野、岸上地区の 3 人です。 お諮りします。 選挙の方法については、指名推選にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。
--	------	---

	大岡議長	したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。 お諮りします指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 したがって、議長が指名することに決定いたしました。 ただ今から、事務局より、書類の配布をいたさせます。 まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員まんのう町神野、真野、岸上地区は、まんのう町神野２６番地８ 石崎頼久君、まんのう町真野１３９０番地１ 岩井始君、まんのう町岸上７５１番地１ 眞鍋敏男君を指名します。 お諮りします。 ただ今、議長が指名しました、石崎頼久君、岩井始君、眞鍋敏男君を、当選人と定めることに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 したがって、ただ今、指名しました、石崎頼久君、岩井始君、眞鍋敏男君が、まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員にまんのう町神野、真野、岸上地区で当選されました。 また、議場におられない諸君については、第３３条第２項の規定による当選の告知は、後刻本人あてに、行うことにいたします。 以上で、まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員まんのう町神野、真野、岸上地区の選挙を終わります。 次に、まんのう町吉野地区の２人です。 お諮りします。 選挙の方法については、指名推選にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。 お諮りします。
--	------	---

	大岡議長	指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 したがって、議長が指名することに決定しました。 ただ今から、事務局より、書類の配布をいたさせます。 まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員まんのう町吉野地区は、まんのう町吉野 1 6 9 番地 長野陽君、まんのう町吉野 2 5 5 2 番地 近藤裕明君を指名いたします。 お諮りします。 ただ今、議長が指名しました、長野陽君、近藤裕明君を、当選人と定めることに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 したがって、ただ今、指名しました、長野陽君、近藤裕明君が、まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員にまんのう町吉野地区で当選されました。 また、議場におられない諸君については、第 3 3 条第 2 項の規定による当選の告知は、後刻本人あてに、行うことといたします。 以上で、まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員まんのう町吉野地区の選挙を終わります。 次に、まんのう町四條、吉野下地区の 2 人です。 お諮りします。 選挙の方法については、指名推選にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。 お諮りします。 指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
--	------	--

	大岡議長	これに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 したがって、議長が指名することに決定いたしました。 ただ今から、事務局より、書類の配布をいたさせます。 まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員まんのう町四條、吉野下地区は、まんのう町四條 9 8 5 番地 2 栗田八朗君、まんのう町吉野下 2 9 1 番地 1 秀石謙三君を指名します。 お諮りします。 ただ今、議長が指名しました、栗田八朗君、秀石謙三君を、当選人と定めることに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 したがって、ただ今、指名しました、栗田八朗君、秀石謙三君が、まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員にまんのう町四條、吉野下地区で当選されました。 また、議場におられない諸君については、第 3 3 条第 2 項の規定による当選の告知は、後刻本人あてに、行うことにいたします。 以上で、まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員まんのう町四條、吉野下地区の選挙を終わります。 次に、まんのう町東高篠、西高篠、公文地区の 3 人です。 お諮りします。 選挙の方法については、指名推選にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。 お諮りします。 指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。
--	------	--

日程第 19	大岡議長	(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、議長が指名することに決定しました。 ただ今から、事務局より、書類の配布をいたさせます。 まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員まんのう町東高篠、西高篠、公文地区は、まんのう町東高篠 1 4 8 5 番地 高木泰造君、まんのう町西高篠 2 3 4 番地 森康 君、まんのう町公文 6 8 3 番地 3 宮武邦夫君を指名します。 お諮りします。 ただ今、議長が指名しました、高木泰造君、森康 君、宮武邦夫君を、当選人と定めることに、ご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、ただ今、指名しました、高木泰造君、森康 君、宮武邦夫君が、まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員にまんのう町東高篠、西高篠、公文地区で当選されました。 また、議場におられない諸君については、第 3 3 条第 2 項の規定による当選の告知は、後刻本人あてに、行うことにいたします。 以上で、まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員まんのう町東高篠、西高篠、公文地区の選挙を終わります。 日程第 1 9 選挙第 2 号まんのう町外三ヶ市町七箇地区山林組合議会議員の選挙についての件を、議題といたします。 選挙の方法については、まんのう町外三ヶ市町七箇地区山林組合同規約第 5 条第 2 項の規定によって、選挙を行うものです。 地区ごとに選挙を行います。 最初に、まんのう町七箇、塩入地区の 2 人です。 お諮りします。 選挙の方法については、指名推選にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。 お諮りします。
---------------	-------------	---

	大岡議長	指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 したがって、議長が指名することに決定いたしました。 ただ今から、事務局より、書類の配布をいたさせます。 まんのう町外三ヶ市町七箇地区山林組合議会議員まんのう町七箇、塩入地区は、まんのう町七箇 2 7 6 2 番地 2 三好勝利君、まんのう町塩入 5 4 8 番地 4 和泉光則君を指名します。 お諮りします。 ただ今、議長が指名しました、三好勝利君、和泉光則君を当選人と定めることに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 したがって、ただ今、指名しました、三好勝利君、和泉光則君が、まんのう町外三ヶ市町七箇地区山林組合議会議員に当選されました。 まんのう町七箇、塩入地区で当選をされました。 ただ今、まんのう町外三ヶ市町山林組合議会七箇地区議員に当選された、三好勝利君が議場におられます。 会議規則第 3 3 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。 また、議場におられない諸君については、第 3 3 条第 2 項の規定による当選の告知は、後刻本人あてに、行うことにいたします。 以上で、まんのう町外三ヶ市町七箇地区山林組合議会議員まんのう町七箇、塩入地区の選挙を終わります。 次に、まんのう町帆山地区の 1 人です。 お諮りします。 選挙の方法については、指名推選にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。
--	------	--

	大岡議長	したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。 お諮りします。 指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 したがって、議長が指名することに決定をいたしました。 ただ今から、事務局より、書類の配布をいたさせます。 まんのう町外三ヶ市町七箇地区山林組合議会議員まんのう町帆山地区は、まんのう町帆山689番地 大西文昭君を指名します。 お諮りします。 ただ今、議長が指名しました、大西文昭君を、当選人と定めることに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 したがって、ただ今、指名しました、大西文昭君が、まんのう町外三ヶ市町七箇地区山林組合議会議員にまんのう町帆山地区で当選されました。 また、議場におられない諸君については、第33条第2項の規定による当選の告知は、後刻本人あてに、行うことにいたします。 以上で、まんのう町外三ヶ市町七箇地区山林組合議会議員まんのう町帆山地区の選挙を終わります。 次に、まんのう町神野、真野、岸上地区の3人です。 お諮りします。 選挙の方法については、指名推選にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。
--	------	--

	大岡議長	お諮りします。 指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 したがって、議長が指名することに決定いたしました。 ただ今から、事務局より、書類の配布をいたさせます。 まんのう町外三ヶ市町七箇地区山林組合議会議員まんのう町神野、真野、岸上地区は、まんのう町神野 2 6 番地 8 石崎頼君、まんのう町真野 1 3 9 0 番地 1 岩井始君、まんのう町岸上 7 5 1 番地 1 眞鍋敏男君を指名します。 お諮りします。 ただ今、議長が指名しました、石崎頼久君、岩井始君、眞鍋敏男君を、当選人と定めることに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 したがって、ただ今、指名しました、石崎頼久君、岩井始君、眞鍋敏男君が、まんのう町外三ヶ市町七箇地区山林組合議会議員にまんのう町神野、真野、岸上地区で当選されました。 また、議場におられない諸君については、第 3 3 条第 2 項の規定による当選の告知は、後刻本人あてに、行うことにいたします。 以上で、まんのう町外三ヶ市町七箇地区山林組合議会議員まんのう町神野、真野、岸上地区の選挙を終わります。 次に、まんのう町吉野地区の 2 人です。 お諮りします。 選挙の方法については、指名推選にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。 お諮りします。
--	------	---

	大岡議長	指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 したがって議長が指名することに決定いたしました。 ただ今から、事務局より、書類の配布をいたさせます。 まんのう町外三ヶ市町七箇地区山林組合議会議員まんのう町吉野地区は、まんのう町吉野 1 6 9 番地 長野陽君、まんのう町吉野 2 5 5 2 番地 近藤裕明君を指名します。 お諮りします。 ただ今、議長が指名しました、長野陽君、近藤裕明君を、当選人と定めることに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 したがって、ただ今、指名しました、長野陽君、近藤裕明君が、まんのう町外三ヶ市町七箇地区山林組合議会議員にまんのう町吉野地区で当選されました。 また、議場におられない諸君については、第 3 3 条第 2 項の規定による当選の告知は、後刻本人あてに、行うことにいたします。 以上で、まんのう町外三ヶ市町七箇地区山林組合議会議員まんのう町吉野地区の選挙を終わります。 次に、まんのう町四條、吉野下地区の 2 人です。 お諮りします。 選挙の方法については、指名推選にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。 お諮りします。 指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
--	------	---

	大岡議長	これに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 したがって、議長が指名することに決定いたしました。 ただ今から、事務局より、書類の配布をいたさせます。 まんのう町外三ヶ市町七箇地区山林組合議会議員まんのう町四條、吉野下地区は、まんのう町四條 9 8 5 番地 2 栗田八君、まんのう町吉野下 2 9 1 番地 1 秀石謙三君を指名します。 お諮りします。 ただ今、議長が指名しました、栗田八朗君、秀石謙三君を、当選人と定めることに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 したがって、ただ今、指名しました、栗田八朗君、秀石謙三君が、まんのう町外三ヶ市町七箇地区山林組合議会議員にまんのう町四條、吉野下地区で当選されました。 また、議場におられない諸君については、第 3 3 条第 2 項の規定による当選の告知は、後刻本人あてに、行うことにいたします。 以上で、まんのう町外三ヶ市町七箇地区山林組合議会議員まんのう町四條、吉野下地区の選挙を終わります。 次に、まんのう町東高篠、西高篠、公文地区の 3 人です。 お諮りします。 選挙の方法については、指名推選にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。 お諮りします。 指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。
--	------	---

日程第 20	大岡議長	(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、議長が指名することに決定いたしました。 ただ今から、事務局より、書類の配布をいたさせます。 まんのう町外三ヶ市町七箇地区山林組合議会議員まんのう町東高篠、西高篠、公文地区は、まんのう町東高篠 1 4 8 5 番地 高木泰造君、まんのう町西高篠 2 3 4 番地 森康 君、まんのう町公文 6 8 3 番地 3 宮武邦夫君を指名します。 お諮りします。 ただ今、議長が指名しました、高木泰造君、森康 君、宮武邦夫君を、当選人と定めることに、ご異議ありませんか (異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、ただ今、指名しました、高木泰造君、森康 君、宮武邦夫君が、まんのう町外三ヶ市町七箇地区山林組合議会議員にまんのう町東高篠、西高篠、公文地区で当選されました。 また、議場におられない諸君については、第 3 3 条第 2 項の規定による当選の告知は、後刻本人あてに、行うことにいたします。 以上で、まんのう町外三ヶ市町七箇地区山林組合議会議員まんのう町東高篠、西高篠、公文地区の選挙を終わります。 日程第 2 0 陳情第 1 号 放課後児童クラブの延長を求める陳情書、平成 2 2 年 9 月議会継続案件についてを議題といたします。 教育民生常任委員長より、会議規則 7 5 条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。 お諮りします。 陳情第 1 号 放課後児童クラブの延長を求める陳情書について、平成 2 2 年 9 月議会継続案件は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、異議ありませんか。
日程第 21		(異議なし) 異議なしと認めます。 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。 日程第 2 1 意見書第 1 号 私学助成の拡充発展に関する意見書案、平成 2 2 年 9 月議会継続案件を議題といたします。

日程第 22	大岡議長	この案件については教育民生常任委員長より、会議規則第 7 5 条の規定によってお手元に配布いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。 お諮りします。 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。 日程第 2 2 意見書第 2 号 私学助成の充実に関する意見書案、平成 2 2 年 9 月議会継続案件を、議題といたします。 この案件については、教育民生常任委員長より、会議規則第 7 5 条の規定によってお手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。 お諮りします。 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。
日程第 23		日程第 2 3 意見書第 1 号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書案を、議題といたします。 この案件については、教育民生常任委員長より、会議規則第 7 5 条の規定によってお手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。 お諮りします。 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。
日程第 24		日程第 2 4 意見書第 2 号 地域医療と国立病院の充実を求める意見書案を、議題といたします。 この案件については教育民生常任委員長より、会議規則第 7 5 条の規定によってお手元に配布しました申出書のとおり閉会中の

日程第 25	大岡議長	継続審査の申し出があります。 お諮りします。 委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。 日程第 2 5 閉会中の継続調査についてを議題といたします。 本件は総務常任委員会、教育民生常任委員会、及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のための閉会中の継続調査、並びに、議会運営委員会において、議会運営を効率的にかつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ、委員長より申し出があります。 お諮りします。 各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。 会議を閉じます。 これにて、平成 2 2 年第 4 回まんのう町議会定例会を閉会いたします。
	閉 会	閉 会 午前 1 1 時 1 8 分

		地方自治法第123条第2項の規定により署名する。 平成22年12月22日 まんのう町議会議長 まんのう町議会議員 まんのう町議会議員
--	--	---